

議案第 28 号

取手市税条例等の一部を改正する条例について

取手市税条例（昭和 39 年条例第 22 号）等の一部を別紙のとおり改正する。

平成 29 年 6 月 8 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、控除対象配偶者の定義を変更するとともに、軽自動車税に環境性能割が導入されることに伴う所要の整備を行うため、取手市税条例等の一部を改正するものです。

取手市税条例等の一部を改正する条例

(取手市税条例の一部改正)

第1条 取手市税条例(昭和39年条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="293 562 384 593">付 則</p> <p data-bbox="236 613 751 689">(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p data-bbox="204 710 783 1256">第5条 当分の間,市民税の所得割を課すべき者のうち,その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額,退職所得金額及び山林所得金額の合計額が,35万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には,当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては,第23条第1項の規定にかかわらず,市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p data-bbox="204 1274 392 1305">2及び3 (略)</p>	<p data-bbox="900 562 991 593">付 則</p> <p data-bbox="842 613 1358 689">(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p data-bbox="810 710 1390 1256">第5条 当分の間,市民税の所得割を課すべき者のうち,その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額,退職所得金額及び山林所得金額の合計額が,35万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には,当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては,第23条第1項の規定にかかわらず,市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p data-bbox="810 1274 999 1305">2及び3 (略)</p>

(取手市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 取手市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="293 1762 384 1794">付 則</p> <p data-bbox="220 1814 767 2054">第4条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の<u>種別割</u>に係る<u>取手市税条例第82</u></p>	<p data-bbox="900 1762 991 1794">付 則</p> <p data-bbox="826 1814 1374 2054">第4条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る<u>新条例第82条及び新条例付</u></p>

条及び付則第 16 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 82 条 第 2 号ア (イ)	3,900 円	3,100 円
第 82 条 第 2 号ア (ウ) a	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
第 82 条 第 2 号ア (ウ) b	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円
付則第 16 条第 1 項	第 82 条	取手市税条例の一部を改正する条例(平成 26 年条例第 18 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。)付則第 4 条の規定により読み替えて適用される第 82 条
付則第 16 条第 1 項 の表第 2 号ア(イ) の項	第 2 号ア (イ)	平成 26 年改正条例付則第 4 条の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(イ)
	3,900 円	3,100 円
付則第 16 条第 1 項 の表第 2 号ア(ウ) a の項	第 2 号ア (ウ) a	平成 26 年改正条例付則第 4 条の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(ウ) a
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円

則第 16 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第 82 条第 2 号ア	3,900 円	3,100 円
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円
新条例付 則第 16 条第 1 項 の表以外 の部分	第 82 条	取手市税条例の一部を改正する条例(平成 26 年条例第 18 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。)付則第 4 条の規定により読み替えて適用される第 82 条
新条例付 則第 16 条第 1 項 の表第 2 号アの項	第 2 号ア	平成 26 年改正条例付則第 4 条の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア
	3,900 円	3,100 円
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円

付則第16 条第1項 の表第2 号ア(ウ) bの項	第2号ア (ウ)b	平成26年改正 条例付則第4 条の規定によ り読み替えて 適用される第 82条第2号ア (ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成31年1月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の取手市税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。